

## リスト

1975.2.1 (No.580)

## 原子力船「むつ」の漂流

## 一 「むつ市」に誘致された経過

原子力船「むつ」が昭和三〇年原子力船調査会発足以来二〇年の歳月と一五〇億円の費用をかけて、御承知のような残念な結末をもって終った。

むつ市にこの原子力商船第一船の定係港設置の申入れがあったのは昭和四二年九月であった。当時は青森県議会議員の職にあり、原子力についての知識のないは一人私だけではなく、大部分の人人がそうであった。

当初の定係港の予定地は横浜市富岡地区であったが、約一年の検討の結果横浜市がことわったために、急にむつ市大湊港下北埠頭が候補地にあがつたのである。横浜市が何故一年後にことわったのか、私達には當時非常な関心事であった。しかし横浜市当局はただ富岡地区的土地利用が既に決定しているからというだけであった。一方噂としていろいろと聞かれていたが、その本意はついにきけないで終った。当時飛鳥田市長がその具体的な内容を表明していたならば私達のよくな小さな市が七年間悩まなくともよかったと思うし、又こんな不様な原子力船「むつ」の結末を今、迎えなくともよかつたのではないかとも思って、非常に残念である。

今でこそ原子力に関する著書、論文、情報はことかかないのだが、昭和四二年当時はそんなになく、知識を得ることも困難であった。昭和四一年かにエコノミストが原子力船について、河合武氏のレポートを二度載せていた。原子力潜水艦の寄港問題にかかる、日本学術会議の意見、原子力白書、原子力月報等が私達の目にふれる資料であった。

当時の新聞は推進派の学者や、意見を多く載せ、批判的な学者の意見はあまり見られなかった。四九年夏に会った或る著名な原子力関係の学者が私に、「あなたは昭和四八年九月末のむつ市長選挙

青森県むつ市長  
菊池渙治

## 二 安全性に対する不信

私は当時、この設計チェックが問題ではないかと指摘していた。その理由は軽水型原子力船用炉は原子力潜水艦のものとして開発されたもので、商業機密以上に軍事機密がある筈である。そのためにウエスチング・ハウス社が十分に資料提供をするかということであり、ここに安全上の問題があると考えたのであった。

研究、開発態度として、実用炉の国産炉は当時なかつた。一万K.W.の研究炉、J.R.R.・IIIぐらゐが国産であつた。今日なお純国産の実用炉のないわが国が陸上の固定炉をとびこえて、一層困難とされ、が二ヶ月の間に決められてしまった。定係港受入れの通告をした日に、安全審査が原子炉安全審査専門部会を通り、ただちに報告されている。この時既に今日の事態が起る可能性をはらんでいたといわざるを得ない。

昭和四一年度版原子力白書、それは四年夏の発行であるが、それに原子力商船第一船は一部外国技術の導入も止むを得ない、としている。その外国技術の内容は、設計チェックその他であるとされ、そんななかで通った安全審査が、原子炉の安全性の全てであるかのように科学技术庁も日本原子力船開発事業団もP.R.をし、しかもそれに終始した安全性の

経緯も、私には不信な現象に見えた。日本の科学技術への思いあがりと過信が、このことを許したといわざるを得ない。このようなことを考へると、既に試験初期にあのような放射線洩れ事故をおこす要因はあつたといわざるを得ないのである。それを無視して事がはこばれたのである。

私は昭和四八年九月末のむつ市長選挙

に県議から立候補して当選し、一〇月一日就任した。「むつ」は、昭和四七年秋、完成して、出力試験に入ろうとした。そして漁民の反対のために出力試験がのがびのびになっていた。このことは、安全審査の立地条件にかかわりがある。むつ湾の潮流に対し、又、むつ湾そのものの調査が不備、不完全であつたためである。公害のない産業などと高言しながら、放射能についても、稀釀、拡散方式をとつて、放射性物質（放射能）の蓄積、濃縮を無視しているのである。昭和四五、六年青森県は北海道大学水産学部に依頼して、むつ湾の海流調査を実施したが、その結果、むつ湾は湖のよう而非常に海水の交換率の悪い湾であることが報告された。そのために一度汚染されたならば、回復が極めてむつかしいと判断された。

り、折から米国原子力委員会でECCSSの公聴会が盛んであり、日本政府が安全性を強調しても素直にうけ入れられない情況となっていた。

こんな時に、出力二〇%まで大湊港下北埠頭の定係港岸壁で、七〇%まで湾内で出力試験を実施するとの発表があり、漁民の関心を高め、それが反対へと進んだ。四二年当時のPR用パンフレットに、定係港では原子炉の稼動をしないとあり、青森県への事業団の文書でもこのことを言明していたし、当時の漁民への説明では、湾内では原子炉を使わないといふので、定係港に強い反対をしなかつたというようなことまで出てきて、湾内の試験は中止。県は漁民との合意を要求して難航したのである。

遂に、湾内試験をあきらめざるを得なり、日本海での出力試験と変更したが、これまた、北海道から秋田県までの漁民の反対で中止、さらに太平洋上二〇〇キロの沖と変更をしたが、これも難航していた。これだけ国の大原子力行政は不信をかつていたのである。

それに大きく火をつけたのが、日本分析科学研究所のデータねつ造事件である。このことは全く科学技術行政の怠慢であり、無神経であり、思いあがりである。既に分析科研についてデータの信頼性には、不破質問以前にやはり共産党の山原議員の指摘があり、又汚職事件が

あつた。その時既に明確にしておくべきものであった。能力以上の受注問題だつてそうむつかしい判断ではなかろう。素人の私でさえ、不破質問の数日前の土曜日、当時の伊原原子力局次長と会つた際とかくの風評のある分析科研のデータの見なおしから議論をしましようかといつたほどである。それを不破質問まで放置したその神経、態度がわからない。こんなことで科学技術行政を行う國々しさが恐しいようなものである。結果は国民的な不信をそそり、むつ湾漁民むつ地区住民とて同様であり、むしろ直接的に直面していただけに強烈であった。しかもその対応のしかたは不信を増幅するに役立つたことは既に御承知のことであろう。

三 漁民の行政に対する不信

報告された。そのため一度汚染されたならば、回復が極めてむつかしいと判断された。

に県議から立候補して当選し、一〇月二〇日就任した。「むつ」は、昭和四七年秋、完成して、出力試験に入ろうとした。そして漁民の反対のために出力試験がのびのびになっていた。このことは、安全審査の立地条件にかかわりがある。むつ湾の潮流に対し、又、むつ湾そのものの調査が不備、不完全であったためである。公害のない産業などと高言しながら、放射能についても、稀釀、拡散方式をとって、放射性物質（放射能）の蓄積、濃縮を無視しているのである。昭和四五、六年青森県は北海道大学水産学部に依頼して、むつ湾の海流調査を実施したが、その結果、むつ湾は湖のよう而非常に海水の交換率の悪い湾であることが、折から米国原子力委員会でECCSの公聴会が盛んであり、日本政府が安全性を強調しても素直にうけ入れられない。こんな時に、出力二〇%まで大湊港下北埠頭の定係港岸壁で、七〇%まで湾内に出力試験を実施するとの発表があり、漁民の関心を高め、それが反対へと進んだ。四二年当時のP R用パンフレットに、定係港では原子炉の稼働をしないといふことを説明して、當時の漁民への説明では、湾内では原子炉を使わないといふので、定係港に強い反対をしなかつたというようなことまで出てきて、湾内の試験は中止。県は漁民との合意を要求

四 強行された洋上試験

あつた。その時既に明確にしておくべきものであった。能力以上の受注問題だつてそうむつかしい判断ではなかろう。素人の私でさえ、不破質問の数日前の土曜日、当時の伊原原子力局次長と会つた際とかくの風評のある分析科研のデータの見なおしから議論をしましようかといつたほどである。それを不破質問まで放置したその神経、態度がわからない。こんなことで科学技術行政を行う國々しさが恐いようなものである。結果は国民的な不信をそそり、むつ湾漁民むつ地区住民とて同様であり、むしろ直接的に直面していただけに強烈であった。しかもその対応のしかたは不信を増幅するに役立つたことは既に御承知のことであろう。

#### 四 強行された洋上試験

九月一日「むつ」が太平洋上での第一次出力試験で、臨界試験に一応の成功の後、出力約2%で設計値の数ヶタ違ひの放射線洩れ事故をおこした。本来洋上で試験や、出力試験を行うということと自体に問題がある。国産技術での実用炉の経験もなく、舶用炉の経験は勿論なう、自ら比較すべきデータも持たずにつきなり洋上に出ての試験など科学的態度でなく、むしろ暴挙といつてよいのであるが、それを敢えて行わなければならなかつたのは何か。それは立地の誤りにあつたといわなければなるまい。環境問題の検討、環境対策、地域住民の安全対策の無視、無策によるといわざるを得まつてそれだけの配慮、準備があつたであつろうか。私にいわせるならば皆無であつたといいたいのである。全く何の配慮もなく、準備のないままにというより、しようともしないで、例の強行出港を敢行したのである。出港に対する配慮準備といえどただ、住民漁民の反対を排除するための数百名の機動隊員と海上保安部巡航船艇十数隻の集結という態制であつたといえる。反省、無批判の國家権力の前に住民の漁民の生活権など一顧の価値もないことを示しただけである。県は当初からむつ市当局並びに漁民の諒解のもとに出港させるとしておきながら、遂にむつ市当局、漁業団体との交渉を打切つて出港してしまつたのである。事前にるべきことは何もしないで、それでも国が、事業団が正しく、住民は悪で、最近になつて、強い抵抗を示した五名が書類送検された。「むつ」問題で責任を追及されたのはこの五名の漁民と住民だけである。このことをどう考えればよいのであらうか。

九月一日放射線洩れ事件以来一〇月五日定係港入港まで続いた「むつ」の漂流は乗組員の人道上の問題とすりかえられて引つた。この種の事故はあるべきも

## リスト

1975.2.1 (No.580)

のとして対処してかかるべきが当然である。それをおこなったことは棚あげされ、入港反対の漁民に一方的に人道無視の視点をむけさせようとした。

私は洋上で試験中に事故があつた場合の処置の明確化を求めた。事業団側はそんなことはあり得ない。起きたときには臨機の処置をとるというだけであった。

青森県当局は、そんなときは波のまにまにやらゆらしていれば、よからう。直接県民にかわりないから、県、市はそこまで考える必要がないということであつた。私は洋上の事故とはいつても必ずかわりが出るから明確にすべきである、そんなときのドックはどうする、事故がなくとも定期検査等のドックはどうする、ともいったのだが、どこでも入れるところがあると全くのんきな話でとりあおうともしなかった。

### 五 持ち出された人道論

波のまにまに漂流した「むつ」に何故人道上の問題が出たのか、そのことは住民側のためではなく事業者側、行政側の責任である筈である。私の問い合わせを無視ばかりではない。内部検討においても放射能洩れのための注意事項があり、注意しながらやること、補修しながら慎重にやる旨のことがある。このことも無視している。ボロンは持参したけれども、それだけだったために、臨機のボロンおにぎりという一幕があった。実験に放射線の専門家、熟練した放射線測定技術者も参加させていなかつた。人道や人権尊重の配慮のなかつた事業団、科学技術厅こそせめられるべきである。むしろそこから人道などという言葉が出たのだから全くあきれるのである。

また原子炉は完成された技術と主張していた筈なのに事故後に、開発途上にはありがちなこと、試行錯誤をかねてこそ開発がある。四二年当時は中性子のことはあまりよくわからなかつた、こんなことでは開発は出来ない、等々の意見も出た。私から見ればこの意見を何故出港前に出さなかつたといいたいのである。それなりの対処準備もある。そんな配慮の一からもその意見をいわれる人々が示したであらうか。むしろ、出港前にそんなことをいうとイデオロギーだ、反対のための反対だとたづけていたことを忘れていいのだろうか。「むつ」の原子炉も含めて、原子炉は完成されたもので、事故はない、放射能は出ない、といつたからこそ、漁民や住民の反対、不信があつたのである。

試行錯誤や、こんなことはありがちなふりしてそんなことを書かせた、といつたことがある。私はそれに、この防災計画にそのことを入れたのは当然のことを作らせるのが、といったところ、ついで、うっかりしているのは他の原子力行政全ではないかと皮肉ったことがいる。私は何れも守られているといふ。私はそれに、この防災計画にそのことを入れたのは当然のことを作らせるのが、といったところ、ついで、うっかりしているのは他の原子力行政全ではないかと皮肉ったことがある。こんな態度で原子力行政を行っているのが科学技術厅だといえる。

公開については、事故を職場新聞にのせて処分を受けた労働組合員が原研にあつたり、事業団の「むつ」問題当時の陰湿な空氣は決して公開などという明朗なものとはほど遠いもので、事業団は当事者でありながら、発表なども全て科学技術厅が実施し、その上で事業団現地事務所がおくれて発表し、発表以外は知らぬ

か。中性子の問題だって、それならわからぬことになつて再点検するのが当然であろう。

産業だという意味のことを元原子炉安全専門部会会長向坊隆博士がその編著「原子力と安全性」(朝日市民教室「日本と核時代」第五巻)の中に書いておられ

る。

原子力産業は公害のない産業だといわれるが、本当は公害のあつてはならない

産業だという意味のことを元原子炉安全専門部会会長向坊隆博士がその編著「原子力と安全性」(朝日市民教室「日本と核時代」第五巻)の中に書いておられ

くるのである。

### 六 原子力防災計画と自治体

原子力防災計画はこの一事に徹すべきものであろう。しかし、このことがあいまいにされている。国民にそのことが明確にうつる。そのためには信が出てくるし、又つてゆくのである。

### 七 原子力三原則と原子力行政

科学技術厅は原子力三原則は守られてゐるといふ。私達は何れも守られているとは考えていない。自主開発が、的確に十分に科学的に行われていなかつたことが今回の「むつ」問題があますところなく証明している。安易な外国技術の導入によつて解決しようとする。安全審査についても、先のECCSの時も自主性の喪失を示したではないか。

公開については、事故を職場新聞にのせて処分を受けた労働組合員が原研にあつたり、事業団の「むつ」問題当時の陰湿な空氣は決して公開などという明朗なものとはほど遠いもので、事業団は当事者でありながら、発表なども全て科学技術厅が実施し、その上で事業団現地事務所がおくれて発表し、発表以外は知らぬ

存ぜぬであり、公開の原則がまもられて

ある。

いるとはとても考えられないものであつた。安全審査の非公開、その会議の審議内容の非公開等々いくらでも公開の原則の無視がある。民主だつて、同様である。このぐらい住民を無視し住民の生活権に及ぶ問題をおろそかにし、しかも国

家権力のみを全面に出し、警察権力さえも安易に参加させて、漁民、むつ市との協議を打切り、切捨て强行出港している。政府は強行出港しないといつていが、誰もそれを信じないのである。

## 八 安全性の確保の配慮

都甲泰正原子炉安全審査専門委員がかつて、柏崎での講演で原子炉の安全は信頼するかどうかといった記録がある。その意味では現在国民の側の大部分にとって原子炉の安全はない。行政と事業者は国民の信頼をとりもどす以外に、原子力産業の存立はない。そのためには今回の「むつ」漂流問題をどのように生かすかにかかっている。「むつ」の教訓を十分に生かすことが漂流している原子力行政を漂流から開放することになる。

原子力の根本原則に立つことであり、自主民主公開の三原則を守り、そのことの信頼を得ることである。

公害のあつてはならない原子力産業の意味を明確にし、そのための対応を対策を十分にとり、国民の納得を得ることで

としながら、住民へは大したことがない

が必要である。それをどうとりあげるか。行政上のとりくみにかかっている。

原子力行政をたてなおすのは住民運動ではない。それをきめてからではおそれから無視せざるを得ない、ではすまされないのでないのか。

原子力に関するきちんとした態度を明確にすることから始めるべきであろう。それなくして小手先のことではたづけるべきときではない。そのことが出来るかどうか。

## 九 「むつ」の残した教訓

「むつ」は不幸にも重大な教訓を残した。漂流する原子力行政、本質を忘れた原子力行政にその教訓が生きてゆけるであろうか。

或る新聞社の科学部の記者が、放射線

洩れの後に、「出港前まで科学技術庁は

むつの市長は避けない相談やら難題やらばかりもって来るといつて、市長

のいうとおりになりましたね。」といつたが、私のいうことをもう少し謙虚にきいてくれていたならばもう少しは別のも

か、そこにも問題がある。「むつ」の警報器は試験出港前にも何でもないのに鳴つた。しかしその警報器の信頼性はどうか、そこにも問題がある。

「むつ」の警報器は既に住民の合意は得られないと考えるべき時である。

低レベル線量は科学技術庁告示の範囲

内であるから安全審査が通り、通ったか

ら大丈夫などの議論では既に住民の合

意は得られないと考えるべき時である。

低レベル放射能の問題は殆ど不明で今後

の研究にまつという報告が、原子力委員

会へ環境安全部会から出しているのだから

誤りを必要悪として再び原子力におい

てもおかすことをしているのである。

燃料交換用キャスクの信頼性の確認も残っている。全てにわたる再検討

(きくち・かんじ)